

2019年1月8日 全13頁

# 今さら聞けない個人情報保護法のQ & A③

## 個人情報を第三者に提供するときに気を付けることは？

金融調査部 研究員  
藤野 大輝

### [要約]

- ここもと、個人情報の保護に関する制度改正が、国内外で相次いでいる。わが国では、2015年9月に個人情報保護法が改正され、2017年5月30日から全面施行されている。個人の医療情報に関しては、別途、次世代医療基盤法が2017年5月に公布され、2018年5月11日から施行されている。海外ではEUでGDPR(EU一般データ保護規則)が2018年5月25日から施行されている。
- 本シリーズでは、改正された個人情報保護法に関する基本的な事項をQ & A形式で紹介する。
- 今回は、個人データの第三者提供時に必要なこと、オプトアウトによる第三者提供、第三者提供時の確認・記録義務、匿名加工情報の第三者提供等について取り上げる。

### 【目次】

Q1：個人データは自由に第三者に提供していいの？

Q2：「オプトアウト」って何？

Q3：個人データの第三者提供をしたときには何をしなければならないの？

Q4：個人データの提供を受けるときにしなければならないことは？

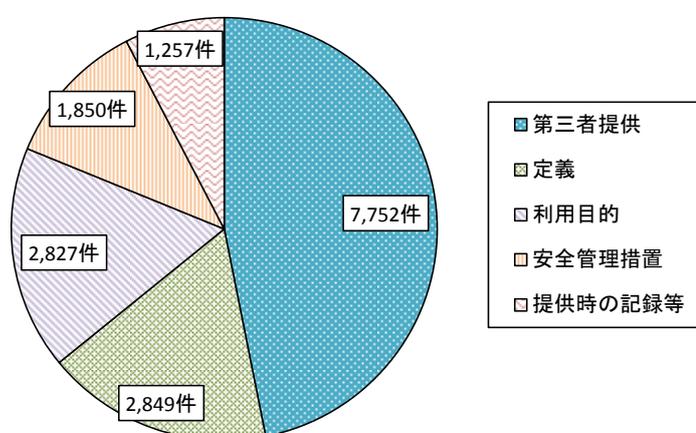
Q5：匿名加工情報は自由に第三者に提供してもいいの？

## はじめに

改正個人情報保護法のポイントはいくつか挙げられるが、「個人情報の第三者提供」については特に重要であると考えられる。改正によって円滑な情報提供の環境を整備することで、事業者間のデータ取引等を促進し、新サービス等の創出が期待されている。

個人情報保護委員会が個人情報保護法に関する質問や苦情を受ける窓口である「個人情報保護法相談ダイヤル<sup>1</sup>」の問い合わせ内容別の受付件数（2017年度）を見てみると、「第三者提供」に関する問い合わせが最も多いことが分かる（図表 1）。改正個人情報保護法における第三者提供の方法等について、特に関心が高まっていることが見て取れる。

図表 1 個人情報保護法相談ダイヤルの受付件数（2017年度）



（注 1）問い合わせ内容上位 5 項目（1 件の問い合わせで複数の項目に該当する場合を含む）を抽出してグラフ化している。

（注 2）2017 年 4 月 1 日～2017 年 5 月 29 日までの個人情報保護法質問ダイヤルの受付件数を含む。

（出所）平成 29 年度個人情報保護委員会年次報告より大和総研作成

今回は、個人データ<sup>2</sup>の第三者提供時に必要なこと、オプトアウトによる第三者提供、第三者提供時の確認・記録義務、匿名加工情報の第三者提供等について取り上げる<sup>3</sup>。

<sup>1</sup> 2017 年 5 月 29 日までは「個人情報保護法質問ダイヤル」として運用されていたが、改正個人情報保護法全面施行（2017 年 5 月 30 日）以降、「個人情報保護法相談ダイヤル」に名称を変更して運用されている。

<sup>2</sup> 「個人データ」とは、個人情報の中でも、個人情報取扱事業者が扱う個人情報データベース等を構成する個人情報のことを指す。

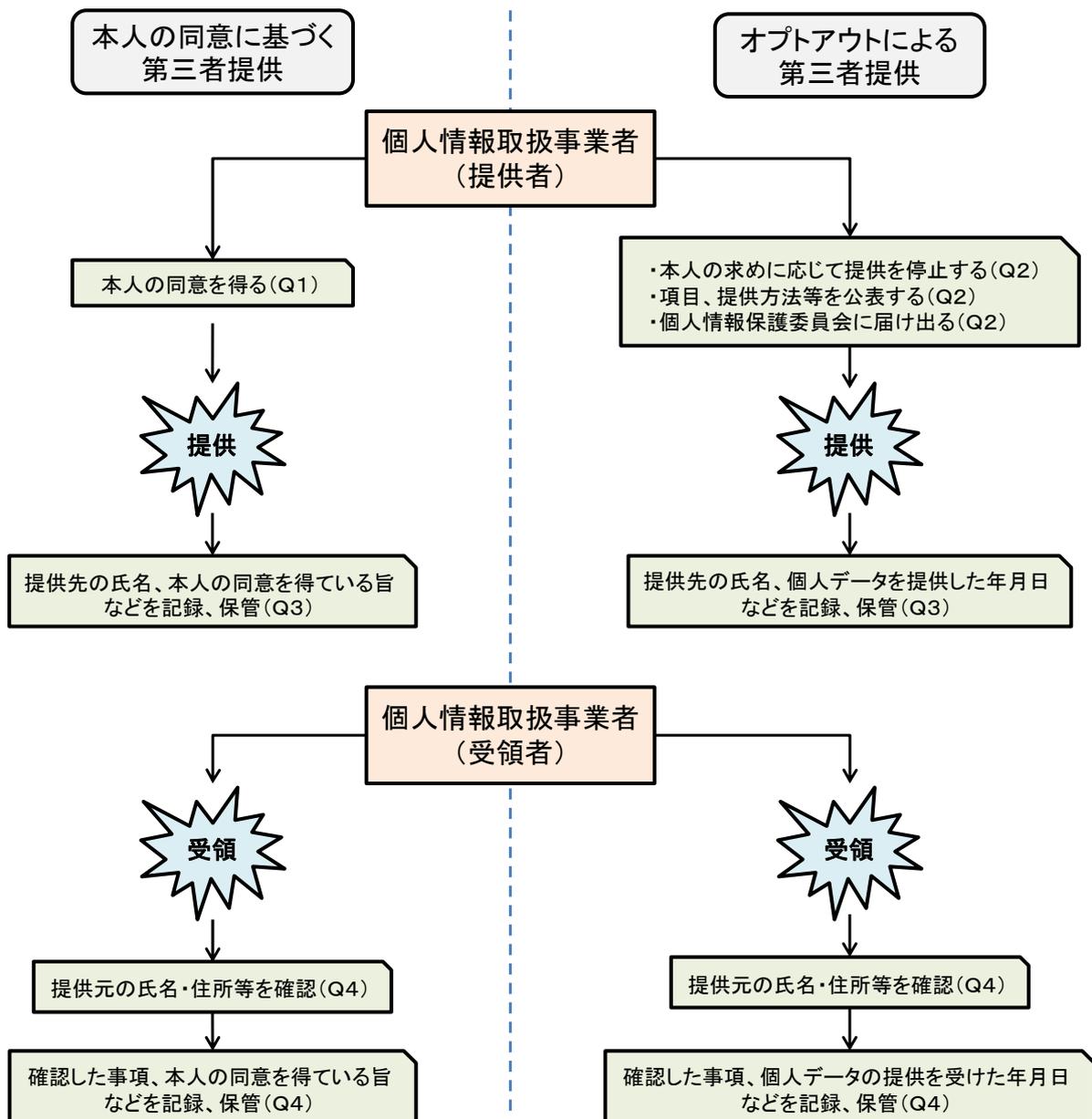
<sup>3</sup> なお、個人情報に関する各種用語・定義については、藤野大輝「今さら聞けない個人情報保護法の Q&A①」（2018 年 8 月 27 日付 大和総研レポート）参照。

[https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20180827\\_020289.html](https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20180827_020289.html)

個人情報の取得・利用については、藤野大輝「今さら聞けない個人情報保護法の Q&A②」（2018 年 11 月 8 日付 大和総研レポート）参照。

[https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20181108\\_020429.html](https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20181108_020429.html)

図表 2 個人データの第三者提供時のフロー



(注) カッコ内のQは本稿におけるQと対応しているため、詳細は対応するQを参照。

(出所) 大和総研作成

Q 1 : 個人データは自由に第三者に提供していいの？

A 1 : 個人情報取扱事業者は、原則としてあらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供してはならない。

個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供してはならない（図表 3 に該当する場合は除く）。

図表3 あらかじめ本人の同意を得ずに個人データを第三者提供してよい場合

場合			例
①	法令に基づく場合		警察の捜査に応じる場合
②	人の生命等または財産の保護のために必要がある	かつ	本人の同意を得ることが困難
③	公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある	かつ	
④	国の機関等の法令の定める事務の遂行に事業者が協力する必要がある	かつ	
⑤	オプトアウト(Q2で詳述)により、個人データを第三者提供する場合		

(注) ⑤の場合は、要配慮個人情報であらかじめ本人の同意を得ないで第三者提供をすることはできない。  
(出所) 個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」より大和総研作成

ただし、必ずしも個人データを提供するたびに本人の同意を得る必要はなく、例えば、個人情報の取得時に予想される個人データの第三者提供について、あらかじめ包括的に同意を得ておくことも可能であると考えられる。

また、取得した個人情報を第三者に提供することをあらかじめ想定している場合は、利用目的にその旨を含むようにしなければならない。利用目的の特定において第三者提供について明記していない場合、利用目的を変更して新たにオプトアウト（Q2で詳述）による第三者提供を行うことは認められないという点には、注意が必要である。

#### Q1-a：第三者って具体的には誰が該当するの？

A1-a：個人データの本人、提供元の個人情報取扱事業者以外の者を指す（自然人、法人、その他の団体を問わない）。

図表4 第三者に該当しない場合

	場合	例
①委託	個人データの取扱いに関する業務の全部または一部の委託に伴って	当該個人データが委託先に提供される場合 商品の配送のために、宅配業者に個人データを提供する場合
②事業承継	合併、分社化、事業譲渡等により事業が承継されることに伴って	当該事業に係る個人データが提供される場合 合併等により、新会社に個人データを提供する場合
③共同利用	特定の者との間で個人データを共同利用することに伴って	共同利用者に当該個人データが提供される場合 子会社との間で取得時の利用目的の範囲内で個人データを共同利用する場合

(注1) ①委託については、提供先は、委託された業務以外に提供された個人データを取り扱うことはできない。  
(注2) ②事業承継については、事業の承継後も、承継前の利用目的の範囲内で個人データを利用しなければならない。  
(注3) ③共同利用については、共同利用をする旨、共同利用される個人データの項目、共同利用する者の範囲、利用目的、当該個人データの管理責任者の氏名・名称をあらかじめ本人に通知または本人の知り得る状態に置いている場合のみ、第三者に該当しない。  
(出所) 個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」より大和総研作成

個人データの本人、提供元の個人情報取扱事業者以外の主体は、原則として第三者に該当する。ただし、図表 4 に示す、①委託、②事業承継、③共同利用の場合は第三者に該当せず、個人データの第三者提供時に同意は必要ない。

①委託については、提供元の個人情報取扱事業者には、委託先に対する監督責任が課される点には注意が必要である。

②事業承継については、事業承継の契約締結前の交渉段階で、相手会社から自社の調査を受け、自社の個人データを相手会社へ提供する場合であっても、相手会社は第三者には該当せず、本人の同意なしで個人データを提供することが可能である。ただし、相手会社に安全管理措置を遵守させるために必要な契約を締結しなければならない。

③共同利用については、共同利用者の要件、各共同利用者の問い合わせ先、当該個人データに関する事件・事故が発生した場合の措置等についてあらかじめ取り決めておくことが望ましいとされている。

また、共同利用の場合は、共同利用する者の範囲や利用目的等が、当該個人データの本人が通常予期しうると客観的に認められる範囲内でなければならず、その上で、個人データの内容・性質等に応じて、共同利用の是非を判断する。

## Q2 : 「オプトアウト」って何？

A2 : 個人情報取扱事業者は、本人の求めに応じて個人データの第三者提供を停止することとしており、図表 5 の各事項についてあらかじめ本人に通知または本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出た場合、本人の同意なしで当該個人データを第三者提供することができる（要配慮個人情報を除く）。これを「オプトアウトによる第三者提供」という。

図表 5 オプトアウトに必要な公表事項

①	第三者への提供を利用目的とすること
②	第三者に提供される個人データの項目
③	第三者への提供方法
④	本人の求めに応じて第三者への提供を停止すること
⑤	本人の求めを受け付ける方法

(出所) 個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」より大和総研作成

個人情報取扱事業者は、次の（１）～（３）を満たす場合、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供することができる（要配慮個人情報を除く）。これを「オプ

トアウトによる第三者提供」という。

- (1) 本人の求めに応じて、本人が識別される個人データの第三者提供を停止することとしている
- (2) 図表 5 の①～⑤についてあらかじめ本人に通知または本人が容易に知り得る状態に置いている
- (3) 個人情報保護委員会に届け出ている

(2) の「本人が容易に知り得る状態<sup>4</sup>に置」く上では、個人情報取扱事業者は、本人がその第三者提供の停止を求めるのに必要な期間<sup>5</sup>をおくこと、本人が図表 5 の①～⑤を確実に認識できる適切かつ合理的な方法によることが求められる。

例えば、「本人が容易に知り得る状態に置いている」事例として、本人が閲覧することが合理的に予測される個人情報取扱事業者のホームページ上の、トップページから 1 クリックで到達できる場所等に、図表 5 の①～⑤を分かりやすく継続的に掲載しておくこと等が挙げられている。

(3) の個人情報保護委員会への届出は、「届出書」と「届出書に記載すべき事項を記録した CD-R」を両方提出する方法等により行わなければならない<sup>6</sup>。個人情報保護委員会は、届出があったときは、当該届出に係る事項を公表しなければならない。また、個人情報取扱事業者は、当該公表の後、速やかにインターネット等により図表 5 の①～⑤を公表しなければならない(あらかじめ公表していない場合のみ)。

**Q 2 - a : オプトアウトに関する事項を変更するときはどうすればいいの？**

**A 2 - a : 個人情報取扱事業者は、図表 5 の②、③、⑤を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知または本人が容易に知り得る状態に置き、かつ、個人情報保護委員会に届け出なければならない<sup>7</sup>。**

<sup>4</sup> 「本人が容易に知り得る状態」とは、事業所の窓口等への書面の掲示・備付けやホームページへの掲載等の継続的方法により、本人が知ろうとすれば、時間的にも、その手段においても、簡単に知ることができる状態をいう。

<sup>5</sup> 「必要な期間」は本人に通知または本人が容易に知り得る状態に置いた時点から起算し、満了点は第三者提供前でなければならない。また、具体的な期間は、業種、データの性質等によって異なるため、個別に判断する必要がある。

<sup>6</sup> 法令上は、個人情報保護委員会が定めるところにより、インターネットを使用する方法もある。

<sup>7</sup> なお、本人が容易に知り得る状態に置く方法や個人情報保護委員会に届け出る方法は、A 2 のオプトアウトによる第三者提供を行う場合における方法と同様である。

**Q 2 - b : 外国の個人情報取扱事業者もオプトアウトによる第三者提供ができるの？**

**A 2 - b : 外国の個人情報取扱事業者は、オプトアウトによる第三者提供に係る個人情報保護委員会への届出を行う場合は、国内に住所を有する代理を定めなければならない。**

外国の個人情報取扱事業者がオプトアウトによる第三者提供<sup>8</sup>を行うために個人情報保護委員会へ届出を行う場合は、届出に関する一切の行為について当該個人情報取扱事業者を代理する権限を有するもの（国内に住所を有するものに限る）を定めなければならない。

外国の個人情報取扱事業者は、当該届出と同時に、代理する権限を付与したことを証する書面（日本語翻訳文を含む）を個人情報保護委員会に提出する必要がある。

**Q 3 : 個人データの第三者提供をしたときには何をしなければならないの？**

**A 3 : 個人情報取扱事業者は、個人データを第三者提供したときは、原則として、提供の都度、図表 6 の各事項に関する記録を文書、電磁的記録、またはマイクロフィルムを用いて作成しなければならない。**

**図表 6 第三者提供時に記録しなければならない事項**

	本人の同意に基づく場合	オプトアウトの場合
①個人データを提供した年月日		○
②提供先の氏名・名称 その他提供先を特定するに足る事項 (不特定多数の者に提供したときはその旨)	○	○
③個人データにより識別される本人の氏名 その他本人を特定するに足る事項	○	○
④個人データの項目(「氏名」、「住所」等)	○	○
⑤本人の同意を得ている旨	○	

(注1) ②の不特定多数の者に提供している事例として、個人データをインターネット上に公開している場合や、住宅地図を市販する場合等が挙げられている。

(注2) ⑤について、個人情報取扱事業者のシステム上の設定により、本人の同意がある場合のみ第三者提供が行われる場合等は、それにより同意の存在を示す証拠であるとする事ができる。

(出所) 個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）」より大和総研作成

<sup>8</sup> なお、外国の第三者への個人データの提供については、本シリーズの次回のレポートで取り扱う。

個人情報取扱事業者は、原則として、提供の都度、本人の同意に基づく場合は図表 6 の②～⑤、オプトアウトの場合は①～④について、記録を作成しなければならない。

ただし、以下の場合においては、記録義務は適用されない（(3)～(6)は本人の同意に基づいた第三者提供である場合に限り、オプトアウトの場合は除く）。

- (1) 図表 3、図表 4 に該当する場合
- (2) 国の機関、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人に提供する場合
- (3) 本人により提供されているとみなされる場合  
例：SNS 等が、本人の入力した内容を SNS 上に反映する場合等
- (4) 本人に代わって提供している場合  
例：事業者が取引先から製品サービス購入希望者の紹介を求められ、顧客の中から希望者を募り、購入希望者リストにして事業者に提供した場合等
- (5) 本人と一体と評価できる者（家族等）に対して提供をする場合  
例：金融機関の営業員が、家族とともに来店した顧客に、保有金融商品の損益状況等を説明する場合等
- (6) 本人等により当該個人情報が不特定多数の者に公開されている場合
- (7) 外国にある第三者に個人データを提供する場合の一部（次回レポートで詳述）

また、個人情報取扱事業者は、一定の期間内に特定の事業者に継続的または反復して個人データを提供する場合<sup>9</sup>は、提供のたびに記録を作成する代わりに、一括して記録を作成することができる<sup>10</sup>（オプトアウトの場合は除く）。また、本人別に個々に記録を作る代わりに、対象となる複数の本人の記録を一体として作成することもできる<sup>11</sup>。

例えば、Aさん～Gさんに関する個人データを一定の期間内に特定の事業者に対して継続的にまたは反復して提供する場合には、一括して一体の記録を作成できる。この期間内に新たにHさんが加わる等、個人データの本人が途中で変動する場合でも、以下のような対応をとることで一括して記録を作成することができる。

- (1) 最初の提供時に一旦記録を一括して作成した上で、期間内に随時追加の記録事項を作成する（Aさん～Gさんに係る記録を最初の提供時に作成し、Hさんが加わったときにHさんに係る記録を追加で作成等）

<sup>9</sup> 継続的または反復して個人データを提供することを契約している等、継続的または反復的なデータ提供が確実であると見込まれるときに限る。

<sup>10</sup> なお、記録を一括で作成せずとも、複数回にわたって同一の本人に関する個人データを提供する場合は、同一の内容である事項については記録を省略することができる。

<sup>11</sup> 例外的な記録作成方法であり、その対象期間、対象範囲等を明確にすることが望ましい。

- (2) 期間内に月ごとに記録を作成する（一月に作成、二月に改めて作成、三月に…）
- (3) 期間の終了後に速やかに記録を作成する（期間終了時にAさん～Hさんの記録をまとめて作成等）

そのほか、記録を作成する代わりに、本人に対する物品や役務の提供の契約に関する契約書等の書面を、個人データ提供に係る記録とすることができる。

**Q3-a : 作成した記録はいつまで保存していなければいけないの？**

**A3-a : 記録の作成方法によってそれぞれ定められた期間保存しなければならない（図表7）。**

ただし、記録を一括で作成した場合等であっても、記録の保存期間については個人ごとに計算することになるという点には、注意が必要である。

**図表7 記録の保存期間**

	記録の作成方法	保存期間
①	契約書等の書面を記録の代わりとした場合	最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から <b>1年</b>
②	一括して記録を作成した場合	最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から <b>3年</b>
③	①、②以外の場合	記録を作成した日から <b>3年</b>

（出所）個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）」より大和総研作成

なお、外国にある第三者に個人データを提供するときの記録義務等については、次回のレポートで扱う。

**Q 4 : 個人データの提供を受けるときにしなければならないことは？**

A 4 : 個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提供を受けるときは、原則として、図表 8 の各事項を確認しなければならない。また、確認を行ったときは、原則として、図表 9 の各事項に関する記録を文書、電磁的記録、またはマイクロフィルムを用いて作成しなければならない。

**図表 8 第三者提供を受けたときの確認事項**

①	提供元の氏名・名称
②	提供元の住所
③	提供元の代表者の氏名(提供元が法人等の場合のみ)
④	提供元による当該個人データの取得の経緯 (取得元、取得態様(直接取得したか、紹介により取得したか等)など)

(注 1) ③について、法人でない団体で代表者または管理人の定めのあるものにあつては、その代表者または管理人の氏名とする。  
(注 2) 個人情報取扱事業者から第三者提供を受ける場合は、提供元の法の遵守状況についても確認することが望ましい。  
(出所) 個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)」より大和総研作成

**図表 9 データ受領者の記録事項**

	本人の同意に基づく 第三者提供の場合	オプトアウトによる 第三者提供の場合	私人などからの 第三者提供の場合
①個人データの提供を受けた年月日		○	
②図表8の各事項	○	○	○
③個人データにより識別される本人の氏名 その他本人を特定するに足る事項	○	○	○
④個人データの項目(「氏名」、「住所」等)	○	○	○
⑤提供元が本人の同意を得ている旨	○		
⑥提供元の「オプトアウトによる第三者提供 を行う届出」に係る事項が個人情報保護 委員会により公表されている旨		○	

(注) ここでいう「私人など」とは、個人情報取扱事業者以外の第三者のことを指す。

(出所) 個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)」より大和総研作成

個人情報取扱事業者は、原則として、個人データの第三者提供を受けた際には、図表 8 の各事項について確認を行わなければならない。確認の方法としては、①～③については、提供元から口頭で申告を受ける方法等、④については、提供元が当該個人データの取得に至る経緯を示す契約書等を確認する方法等が考えられる。

また、個人情報取扱事業者は、原則として、上記の確認を行ったときは、図表 9 の各事項について、記録を作成しなければならない。

ただし、以下の場合においては、確認・記録義務は適用されない（(3)～(6)は本人の同意に基づいた第三者提供である場合に限り、オプトアウトの場合を除く）。

- (1) 図表 3、図表 4 に該当する場合
- (2) 国の機関、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人に提供する場合
- (3) 本人により提供されているとみなされる場合
- (4) 提供元が本人に代わって提供している場合
- (5) 受領者が本人と一体と評価できる者（家族等）である場合
- (6) 本人等により当該個人情報が不特定多数の者に公開されている場合
- (7) 受領者にとって提供される情報が「個人データ」に該当しない場合

例：提供元Aが取引先を紹介するために、データベースから名刺 1 枚を印刷して受領者Bに渡すとき、受領者Bに名刺等のデータベースがない場合等。この名刺は提供元Aにとっては「個人データ」だが、受領者Bにとっては「個人データ」ではない<sup>12</sup>（個人情報には該当する）。

- (8) 受領者にとって提供される情報が「個人情報」に該当しない場合

例：提供者が氏名を削除等して個人を特定できないようにしたデータを受領した場合等

- (9) 受領者が個人データの「提供を受けた」とは言えない場合

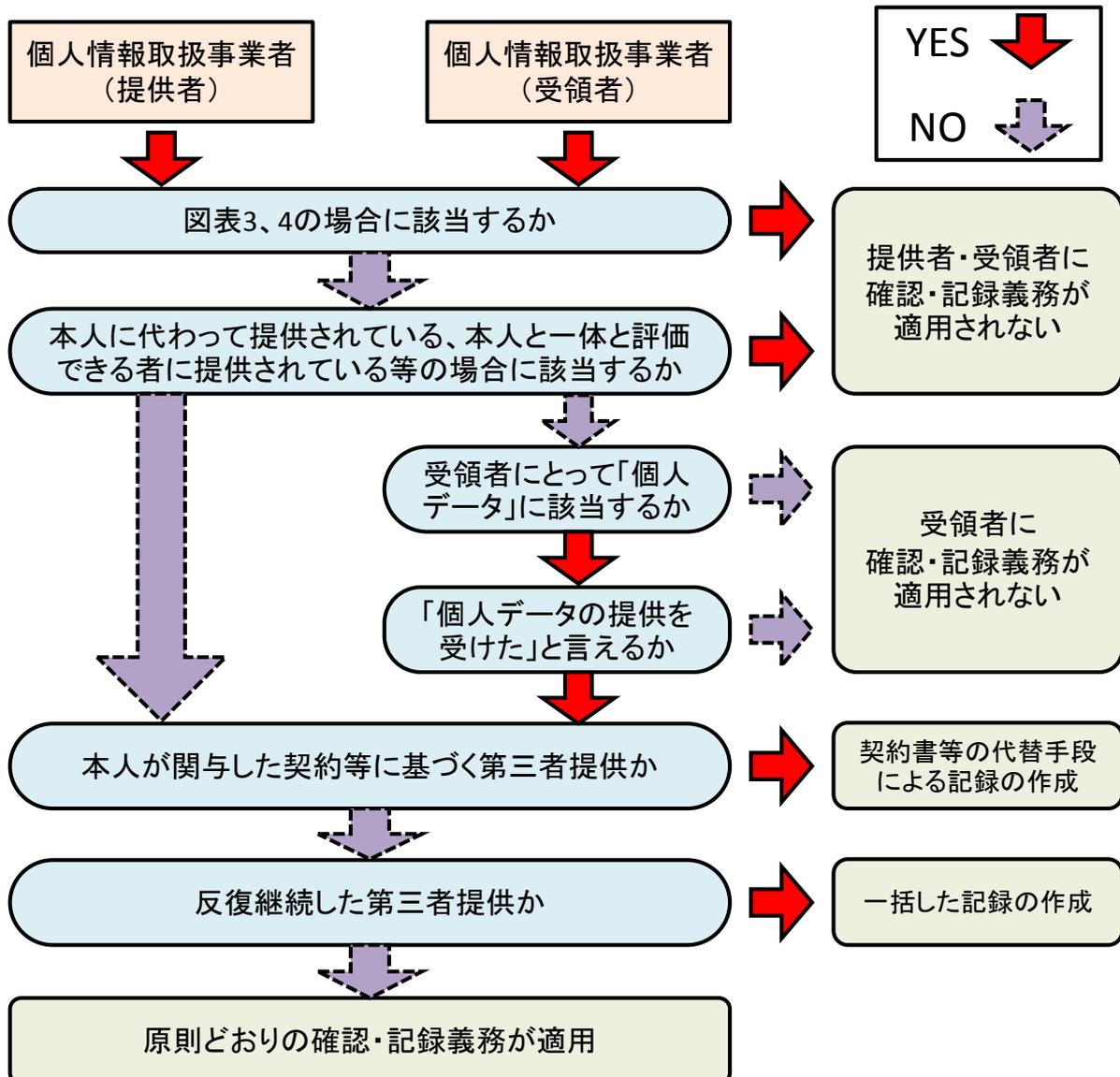
例：個人データを単に閲覧する場合や、受領者の意思と関係なく一方的に個人データをメールや口頭等で提供された場合等

複数回にわたって個人データを提供される場合、その中で一度確認・記録を行っており、保存されている記録と同様の内容であるときは、確認・記録を省略することができる。

そのほか、確認後の記録については、提供元の記録（A 3）と同様、継続的または反復的なものを一括で作成、もしくは複数人の記録を一体で作成したり、契約書等の書面を記録の代わりとすることができる。また、作成した記録の保存期間も、提供元の記録の保存期間と同様である（図表 7）。

<sup>12</sup> なお、この場合、確認・記録義務の判断時点はデータ提供時であり、例えば、後に受領者Bが名刺のデータベースを作成し、そこにこのときの名刺のデータを入力したとしても、確認・記録義務は適用されない。

図表 10 個人データの第三者提供時の確認・記録義務のフローチャート



(注) 「原則どおりの確認・記録義務が適用」される場合は、本人の同意がある場合とオプトアウトの場合による確認・記録事項の違いを踏まえ、図表 6、8、9 に従い、原則どおり確認・記録を行う。

(出所) 個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）」より大和総研作成

### Q 5 : 匿名加工情報は自由に第三者に提供してもいいの？

A 5 : 個人情報取扱事業者または匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報を第三者に提供するときは、あらかじめ<sup>13</sup>インターネット等を利用し、図表 11 の各項目を公表するとともに、提供先に対して、提供する情報が匿名加工情報であることを電子メールや書面等で明示しなければならない。

なお、同じ情報の項目、同じ加工方法の匿名加工情報を、同じ提供方法で継続的・反復的に第三者提供する場合は、最初の提供時に個人に関する情報の項目（図表 11 の①）を公表する際に、継続的に提供される旨を明らかにする<sup>14</sup>ことで、その後に第三者に提供される匿名加工情報に係る公表については最初の公表で行われたとすることができる。

図表 11 匿名加工情報の第三者提供時に公表しなければならない事項

	項目	例
①	提供する匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目	・「氏名・性別・生年月日・購買履歴」のうち、氏名を削除した匿名加工情報の場合、「性別」、「生年月日」、「購買履歴」
②	匿名加工情報の提供の方法	・ハードコピーを郵送 ・第三者が利用できるようにサーバにアップロード

(出所) 個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）」より大和総研作成

### 【今後のシリーズレポートタイトル予定】

今さら聞けない個人情報保護法のQ & A④

～個人情報保護法と海外の個人や企業との関係は？（GDPR との関係は？）～

今さら聞けない個人情報保護法のQ & A⑤

～金融関連分野での扱いはどうなっているの？～

<sup>13</sup> 「あらかじめ」の期間は、匿名加工情報を第三者提供することを一般に十分に知らせるに足る期間を確保するものでなければならない。ただし、具体的な期間は個別に判断する。

<sup>14</sup> 提供期間や継続的な提供を予定している旨を明記すること等が考えられる。